

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成20年10月

内閣府男女共同参画局

1. 目標

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月4日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、次のような目標の達成を目指している。

【審議会等の委員について】

- 平成32(西暦2020)年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努める。

【審議会等の専門委員等について】

- 平成32(西暦2020)年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が20%となるよう努める。

2. 調査結果

平成20年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり（〔〕内は、平成19年9月30日現在の数字）。

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,873人のうち、女性は607人で、女性委員の占める割合は32.4%〔1,872人のうち604人、32.3%〕である(表1)。
- ② 女性委員を含む審議会等は111のうち109で、全体の98.2%〔113のうち111、98.2%〕である(表1)。女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会及び検察官適格審査会である〔証券取引等監視委員会及び検察官適格審査会〕。
- ③ 女性委員の占める割合が33.3%以上の審議会等は63で、全体の56.8%である〔61、54.0%〕(表2)。
- ④ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、外務省(38.1%)、防衛省(37.5%)、財務省(36.2%)、農林水産省(35.8%)、環境省(34.9%)となっている(表3)。また、平成19年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、外務省(8.4ポイント増)、農林水産省(1.2ポイント増)の2省である。
- ⑤ 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定4.3%、団体推薦25.3%、これら以外33.9%となっており〔職務指定4.6%、団体推薦22.4%、これら以外33.8%〕(表4)、職務指定と団体推薦による委員数が全体に占める割合は8.7%と少ないものの、うち女性が占める割合は依然低くなっている。
- ⑥ 会長が女性の審議会は、国税審議会及び化学物質審議会である〔国税審議会及び化学物質審議会〕。

《審議会等の専門委員等について》

- ① 国の審議会等における専門委員等 9,706 人のうち、女性は1,461人で、女性委員の占める割合は15.1% [9,446 人のうち1,314 人、13.9%] である(表5)。
- ② 女性の専門委員等を含む審議会等は、専門委員等を有する 73 の審議会等のうち63 で、86.3%である [70 審議会等のうち60、85.7%] (表5)。
- ③ 女性の専門委員等の占める割合が20%以上の審議会等は28 で、専門委員等を有する審議会等のうち38.4%である [23、32.9%] 。
- ④ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、厚生労働省(21.4%)、内閣府(21.1%)、農林水産省(19.2%)、文部科学省(18.0%)、法務省(16.4%)となっている(表5)。

表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

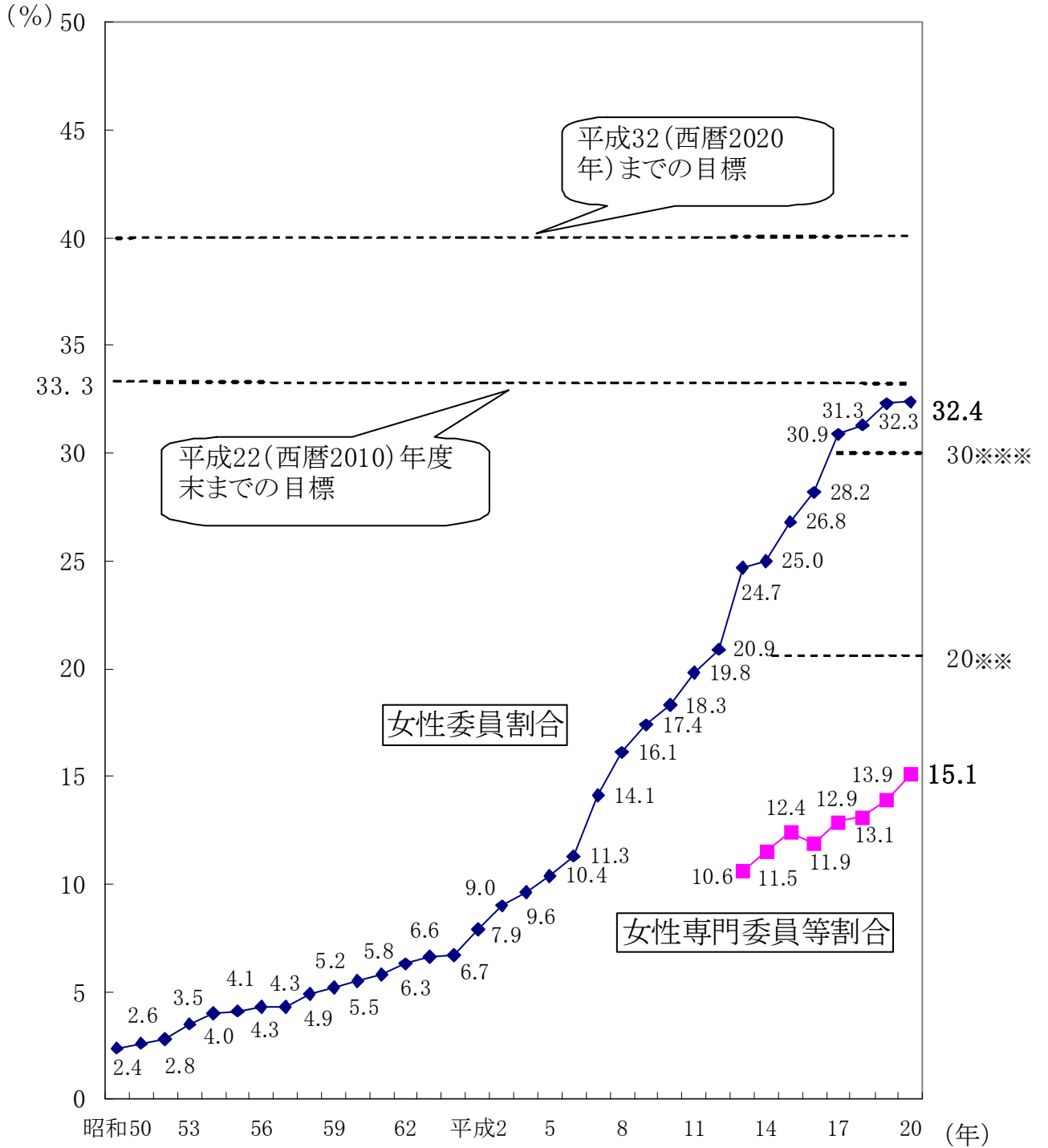
調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数(人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

※※ 専門委員等における、平成22(西暦2010)年度末までの目標。

※※※ 専門委員等における、平成32(西暦2020)年までの目標。

表2 女性委員の占める割合が33.3%以上の審議会等

内閣府 (8/17)	財務省 (3/5)	経済産業省 (3/9)
国民生活審議会	財政制度等審議会	消費経済審議会
民間資金等活用事業推進委員会	関税・外国為替等審議会	化学物質審議会
官民競争入札等監理委員会	関税等不服審査会	工業所有権審議会
内閣府独立行政法人評価委員会	文部科学省 (6/11)	国土交通省 (7/13)
中央障害者施策推進協議会	科学技術・学術審議会	社会資本整備審議会
原子力委員会	放射線審議会	交通政策審議会
情報公開・個人情報保護審査会	原子力損害賠償紛争審査会	運輸審議会
規制改革会議	国立大学法人評価委員会	中央建設工事紛争審査会
総務省 (8/12)	教科書用図書検定調査審議会	土地鑑定委員会
総務省独立行政法人評価委員会	大学設置・学校法人審議会	奄美群島振興開発審議会
恩給審査会	厚生労働省 (8/13)	小笠原諸島振興開発審議会
政策評価・独立行政法人評価委員会	社会保障審議会	環境省 (3/4)
年金業務・社会保険庁監視等委員会	厚生科学審議会	中央環境審議会
国地方係争処理委員会	厚生労働省独立行政法人評価委員会	公害健康被害補償不服審査会
電気通信事業紛争処理委員会	中央最低賃金審議会	環境省独立行政法人評価委員会
電波監理審議会	労働保険審査会	防衛省 (4/5)
情報通信行政・郵政行政審議会	疾病・障害認定審査会	自衛隊倫理審査会
法務省 (3/6)	援護審査会	防衛施設中央審議会
検察官・公証人特別任用等審査会	がん対策推進協議会	防衛調達審議会
中央更生保護審査会	農林水産省 (8/8)	防衛省独立行政法人評価委員会
日本司法支援センター評価委員会	食料・農業・農村政策審議会	計 63 / 111 (56.8%)
外務省 (2/2)	農林水産省独立行政法人評価委員会	
外務省独立行政法人評価委員会	農林物資規格調査会	
外務人事審議会	農業資材審議会	
	獣医事審議会	
	農林漁業保険審査会	
	林政審議会	
	水産政策審議会	

表3 府省別女性委員の参画状況

(平成20年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数												
			職務指定				団体推薦			その他					
	女性含む	総数	女性	割合(%)	平成19年割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	
内閣府	17	17	243	76	31.3	32.6	18	1	5.6	-	-	-	225	75	33.3
金融庁	6	5	73	20	27.4	27.5	-	-	-	4	0	0	69	20	29.0
総務省	12	12	155	47	30.3	30.4	1	0	0.0	5	1	20.0	149	46	30.9
法務省	6	5	63	19	30.2	30.2	11	0	0.0	10	4	40.0	42	15	35.7
外務省	2	2	21	8	38.1	29.7	-	-	-	-	-	-	21	8	38.1
財務省	5	5	116	42	36.2	35.9	4	0	0.0	-	-	-	112	42	37.5
文部科学省	11	11	242	79	32.6	32.0	-	-	-	31	6	19.4	211	74	35.1
厚生労働省	13	13	277	90	32.5	32.0	2	0	0.0	14	4	28.6	261	86	33.0
農林水産省	8	8	173	62	35.8	34.7	2	0	0.0	17	5	29.4	154	57	37.0
経済産業省	9	9	181	56	30.9	30.9	3	0	0.0	3	3	100.0	175	53	30.3
国土交通省	13	13	226	71	31.4	32.0	28	2	7.1	7	0	0.0	191	69	36.1
環境省	4	4	63	22	34.9	34.9	-	-	-	-	-	-	63	22	34.9
防衛省	5	5	40	15	37.5	37.5	-	-	-	-	-	-	40	15	37.5
合計	111	109	1,873	607	32.4	32.3	69	3	4.3	91	23	25.3	1,713	581	33.9

表4 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成20年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,873人	69人	91人	1,713人
女性委員数(B)	607人	3人	23人	581人
女性割合(B/A)	32.4%	4.3%	25.3%	33.9%

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成20年9月30日現在)

府 省	専門委員等を 有する審議会数		専門委員等数			
		女性 含む	総数	女性	割合(%)	平成19年 割合(%)
内閣府	10	8	743	157	21.1	16.3
金融庁	3	3	234	16	6.8	5.1
総務省	7	7	462	55	11.9	11.6
法務省	1	1	55	9	16.4	8.6
外務省	1	0	1	0	0.0	-
財務省	4	3	178	22	12.4	12.3
文部科学省	10	9	2,664	479	18.0	17.1
厚生労働省	8	8	1,409	301	21.4	20.8
農林水産省	7	7	406	78	19.2	18.5
経済産業省	9	8	1,993	148	7.4	7.2
国土交通省	9	7	889	129	14.5	13.4
環境省	4	2	672	67	10.0	9.5
合 計	73	63	9,706	1,461	15.1	13.9

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成20年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	9,706人	4,210人	452人	5,044人
女性専門委員等数(B)	1,461人	626人	92人	743人
女性専門委員等割合 (B/A)	15.1%	14.9%	20.4%	14.7%

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている4つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術会議、③中央防災会議、④男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成20年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(平成20年9月30日現在)

会議名	議員・委員数 (議長・会長を含む)								
				国務大臣等*			有識者等		
	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	11	0	0.0	7	0	0.0	4	0	0.0
総合科学技術会議	15	3	20.0	8	1	12.5	7	2	28.6
中央防災会議	26	3	11.5	22	2	9.1	4	1	25.0
男女共同参画会議	25	8	32.0	13	1	7.7	12	7	58.3

※ 内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関(国の行政機関を含む)の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(平成20年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	35	3	8.6
総合科学技術会議	89	21	23.6
中央防災会議	61	10	16.4
男女共同参画会議	46	28	60.9

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

平成18年4月4日の男女共同参画推進本部決定においては、「委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。」とされている。

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会（内閣府所管）、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会（以上農林水産省所管）の5審議会等において実績があったが、平成19年10月以降はない。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
				女性	女性			
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2～H19.8.10
農林水産省	食料・農業・農村 政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17～H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8～H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26～H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1～H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4～H19.6.11
	農林物資規格調査 会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1～H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27～H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2～H18.10.31
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25～H18.11.24
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15.2.17～H15.4.11
		委員	3	14	1	3	0	H19.4.15～H19.5.18

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成18年4月4日
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を平成17年9月末に達成した。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分以上を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

このような基本的考え方に従い、審議会等の委員については、平成32（西暦2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32（西暦2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるものとする。

上記目標を達成するため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる。また、団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。

内閣府においては、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各府省と連携を図りながら、適切なフォローアップを行う。